

【大型店に求める具体的な地域貢献策】

① 地域づくりの取組みへの協力 ① 本市が進める地域づくりへの協力 ② 地域づくり等に取り組む団体等への協力 ③ 祭りや各種行事を実施する自治会等への協力 ④ 中心市街地活性化の取組みへの協力	7 ユニバーサルデザイン普及への協力 ① 店舗へのユニバーサルデザインの導入 ② ユニバーサルデザインに配慮した広告等 ③ 物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力 ④ 地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力 ⑤ ユニバーサルデザイン普及への取組み
② 地域と連携した地域経済活性化の推進 ① 商店街が実施するイベントへの協力 ② 出店地の商工会議所、商工会等への加入 ③ 市内の卸売業者との取引促進 ④ 地域および市内の商業者のテナント入居促進 ⑤ 市内の商工業者が行う商品開発等に対する支援 ⑥ 地域および市内商業者の研修の機会の提供	8 環境対策の推進 ① 水保全対策の実施 ② ヒートアイランド・地球温暖化等対策の実施 ③ レジ袋削減・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施 ④ リサイクル等対策の実施 ⑤ 環境美化対策の実施 ⑥ 廃棄物等の処理 ⑦ 「光害」対策の実施
3 地元製品の販売促進・需要拡大への協力 ① 市製品の積極的な販売等 ② 市製品コーナーの設置など、市製品の積極的なPRと販売促進 ③ 地産地消の取組みへの協力	9 省エネルギー対策の推進 ① 営業時間短縮への配慮 ② 過剰な照明の削減 ③ 空調温度の適切な設定 ④ 新エネルギー・省エネルギー設備の設置
4 地域雇用確保への協力 ① 地域および市内からの雇用の促進 ② 安定的雇用の確保 ③ 障がい者雇用の促進 ④ 少子化対策・男女共同参画の推進 ⑤ 職業訓練教育の積極的な推進	10 交通対策の実施 ① 交通安全対策の実施 ② 交通渋滞対策の実施
	11 景観形成、街並みづくりへの協力 ① 熊本市景観条例や熊本市屋外広告物条例等に基づいた配慮
⑤ 防犯・青少年非行防止対策の推進 ① 実効性ある万引き防止等各種防犯対策の実施 ② 人通りの少ない場所に対する巡回の実施等 ③ 深夜営業時の防犯・青少年非行防止対策の実施 ④ 営業時間外の非行防止対策の実施 ⑤ 緊急通報体制の確立	12 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策 ① 早期の情報提供等 ② 後継店の確保 ③ 従業員の雇用の確保 ④ 取引先企業に対する対応 ⑤ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止
⑥ 地域防災への協力 ① 災害時の避難場所等の提供 ② 緊急時の物資の提供	13 情報公開の推進 ① 店舗の運営状況等に係る情報を地域住民等へ開示

1 留意事項に対する確認結果

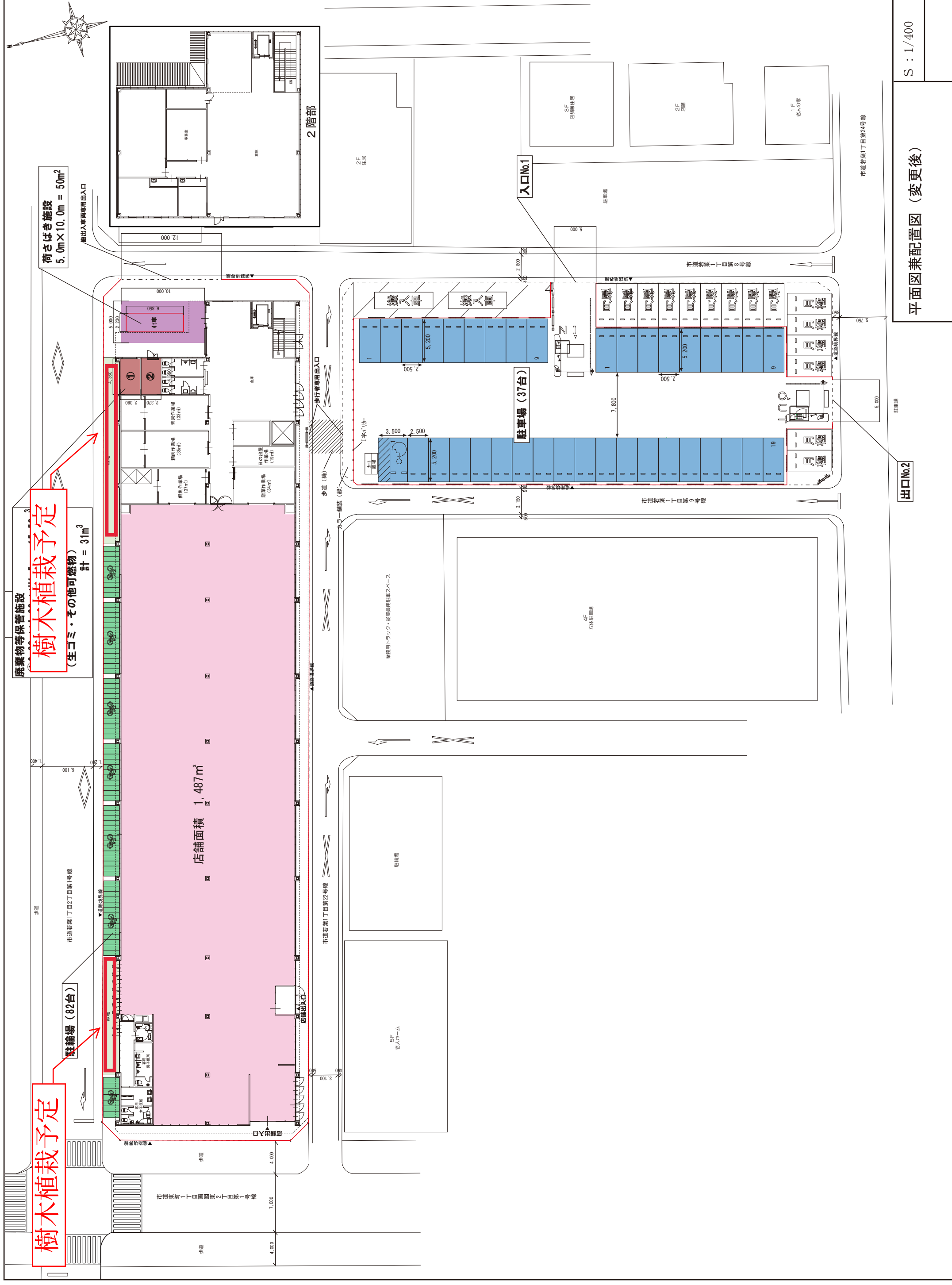
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響、その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 現時点で交通渋滞等は発生しておりません。今後発生した場合には関係機関と協議の上必要な対策を講じる。(9/29 設置者にヒアリング)
- (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- 現時点で騒音に関する苦情等は発生しておりません。今後発生した場合には関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。(9/29 設置者にヒアリング)
- (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、駐車場も含め、開店後においても緑地面積の確保および樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
- 現地確認の結果、緑化については芝であり、緑地面積も当初の図面に対して減少したままの状態。但し、樹木の植栽について設置者に確認をとったところ、夏場に植栽をしても樹木が枯れてしまう恐れがあったため、**10月以降で実施する計画**であるとのこと。
(9/21現地確認、9/29設置者にヒアリング)
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。
- 熊本市から公的行事・公的機関等への参加要請などがあった場合、誠意をもって対応する。その他、地域貢献活動を積極的に実施する。(9/29 設置者にヒアリング)
- (5) 駐車場から店舗側へ市道を渡る際の安全確保対策を講じること。
- 横断指導線が施されており、安全確保対策が講じられていた。(9/21現地確認)
- (6) アーケードに面する側にベンチなどの設置の検討に努めていくこと。
- アーケードに面する側にベンチの設置は無かったが、店舗内部に休憩スペースが設けてあった。(9/29現地確認)

2 今後の対応方針

【緑化の実施状況】

- (3) の留意事項については以下の写真のとおり樹木の植栽等が未実施であり緑地面積も減った状態であるため、**引き続き緑化を実施するように促し、一定期間後に再度現地確認を行う。**





1 留意事項に対する確認結果

(1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響、その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

→現時点で交通渋滞等は発生しておりません。今後発生した場合においては関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。(10/2 設置者にヒアリング)

(2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

→現時点で騒音に関する苦情等は発生しておりません。今後発生した場合においては関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。(10/2 設置者にヒアリング)

(3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

→熊本市から公的行事・公的機関等への参加要請などがあった場合、誠意をもって対応する。その他、地域貢献活動を積極的に実施する。(10/2 設置者にヒアリング)

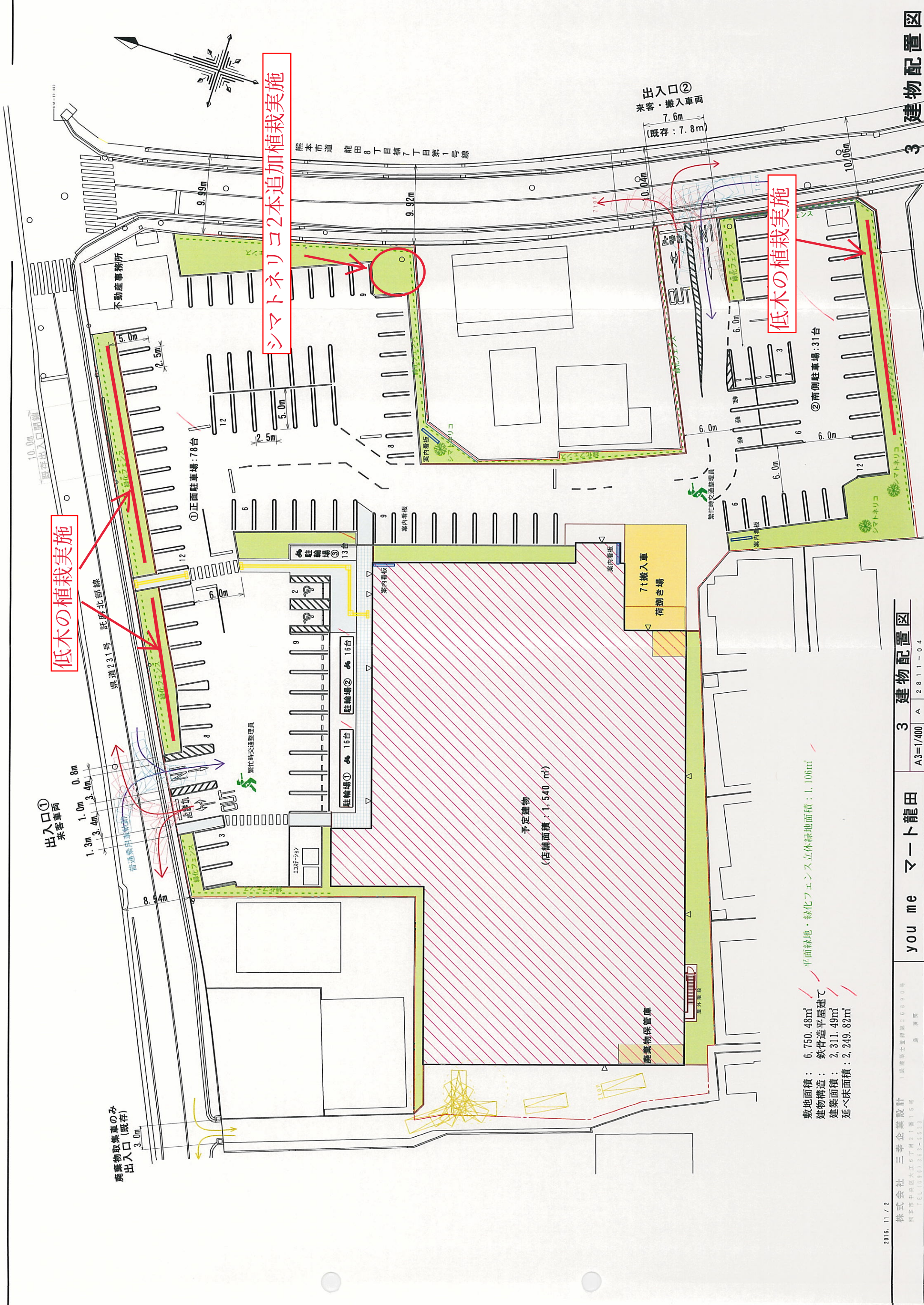
2 開業後の対応状況（緑化）

【緑化の実施状況】

店舗北側及び南側の芝緑地部分に低木の植栽、また、西側の角部分にシマトネリコ2本の植栽を追加実施。



以上の対応状況により、本報告をもって当該店舗の現地確認は終了とする。



低木の植栽実施

シマトネリコ2本追加植栽実施

低木の植栽実施

敷地面積：6,750.48㎡
建物構造：鉄骨造平屋建て
建築面積：2,311.49㎡
延べ床面積：2,249.82㎡

平面緑地・緑化フェンス立体緑地面積：1,106㎡

1 経緯と前回協議内容

【経緯】

第2回協議会にて審議したマルショク健軍店について、協議会終了3日後に駐車場の一部を変更する旨の申し出あり。

【変更内容】

- ①駐車場脇に予定していた緑地を無くす。
- ②駐車場内のレイアウトを変更し、一部を月極とする。

【前回協議内容】

上記変更にて駐車場台数は増加し、出入口の変更も無かったため、大店立地法上の届出事項の変更には当たらないため変更届出は不要である。しかし、協議会で審議した図面に対し、開業時の状態が異なる。 **この点について違法性はないのか確認が必要。**

2 法制課の見解

①予定していた緑地が無くなったことについて

→本協議会では、あくまで「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の目標値に対して協議・指摘事項等の通知を行っており、**緑地面積が減少したとしても法的な拘束力は持たない**

②駐車場内のレイアウトを変更し、一部を月極としたことについて

→大店立地法上、今回の変更は届出が不要であるため、**許容された変更と解釈できる。**
また、一部を月極に変更する様な「土地の有効利用」に対して市で制限することは出来ない。

③変更の事実を協議会開催までに知らせなかったことについて

→大店立地法1条の目的「その周辺の地域の生活環境の保持のため」の部分に対して、**明確な悪意を持って変更の事実を隠していたことを立証できれば違法性があると言えるが、これまでの判例と比較しても、今回のケースを立証することは難しい。**